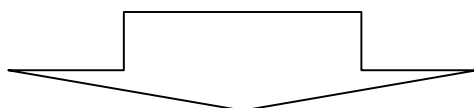


事務の簡素化のため「共通特記仕様書」を作成しました。

○「共通特記仕様書」について

[従来]

- ・個々の設計図書に特記仕様書を明記していました。



[改正後]

- ・従来の特記仕様書の主たるものを「共通特記仕様書」とし、全ての工事の特記仕様書とします。

- ・「共通特記仕様書」は、個々の設計図書には明記しません。

- ・「共通特記仕様書」は、技術調査課ホームページ(アドレス:
<http://www.pref.wakayama.lg.jp/prefg/081100/hikkei/index.html>)
に掲載及び発注機関の設計図書閲覧場所で閲覧等できます。

- ※共通特記仕様書以外の特記仕様については、従来どおり設計図書に明記します。

○特記事項の変更内容について

- ・建設副産物について

受注者がマニフェスト各票のコピーを発注者に提出していたものを、マニフェストを監督員に提示、確認を受け、検査員に提示するように変更しました。

※ 詳しくは、共通特記仕様書をご覧ください。

○適用

- ・平成23年4月1日以降の入札公告分から適用します。